

だいじょうぶ？

お子さまのスマホ利用

今や誰にとっても身近なスマホ。便利な裏には落とし穴も

消費生活 だより Vol.23

みんなで守ろう消費生活

ゲーム課金の闇

無料だと思って
親のスマホで遊ばせていたら、
知らない間にオンラインゲームで
高額な課金を繰り返しており、
高額請求が来て驚いた…

えーっ！？

こんなに使っちゃったの？

東三河広域連合
消費生活センター
公式キャラクター
こいき君

請求書
¥50,000
ゲーム課金利用

思い当たることはありませんか？



保護者の古いスマホを自宅のWi-Fiに
繋げて遊ばせる際、保護者のアカウントに
ログインした状態で子どもに渡している

保護者の古いスマホをそのまま渡す行為は、
保護者が今使っているスマホを渡すのと同じこと！
子どもでも簡単に課金できてしまいます！



子ども専用のスマホを契約し、
ペアレンタルコントロール機能※を
設定しないまま子どもに渡している

子どものアカウントを作成してペアレンタルコントロール機能
で課金を承認制にしておくことで安心です！

※子どものインターネットの利用状況を把握して安全管理を行う機能



家庭で対策

子どもが使っているアプリ・SNSの使い方を 知っておきましょう！！

同じアプリを親のスマホにもダウンロードし、こういったアプリなのかを
確認しておきましょう。InstagramやTikTokは子どもも利用している
可能性が高いので使い方をよくチェックしておくことも大切です。

フィルタリング機能を活用しましょう！！

一部のサービスの利用を制限するための機能です。子どもの年齢に合
わせて制限範囲を設定したり、制限する内容をカスタマイズすることも
できます。オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合い
ましょう！

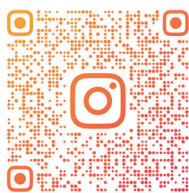


東三河広域連合・消費生活センター
公式キャラクター
一寸待子さん

東三河広域連合
消費生活センター

公式Instagram

こいき君と待子さんの
ふたりが最新の消費者トラブルや
その解決方法を楽しく分かりやすく
お届けしています。
ぜひ、フォロー・いいねを
お願いします♡



@SHOHISEIKATSU_KOIKI



困ったらすぐに相談を

東三河全ての市町村に、消費者のための相談窓口
(消費生活センター・消費生活相談室)が設置されています

相談受付時間 平日9:00～16:30 ※祝日、年末年始は除く
ただし新城相談室は、平日9:00～16:00(令和8年10月1日より)

商品やサービスに関する問合せや、
契約に関するトラブルなど、困ったり、迷ったら、

お近くの窓口へ繋がる
消費者ホットライン ☎188 へお電話を！

ダイヤル後、音声ガイダンスに従ってください。一部のIP電話、プリペイド式携帯電話等
からはご利用いただけませんので、総合センターまたは豊川センターへお電話ください。

総合センター ☎(0532) 51-2305
豊川センター ☎(0533) 89-2238

≫ 詳しくは ≪

東三河広域連合 消費生活相談

検索